

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定処分（令和4年3月22日付け農総技第210号-1。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和4年2月8日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和4年1月11日付け（農総技第170号）にて開示された「物品不用決定・処分伺（甲）発議年月日令和3年9月30日」に記載されている廃棄料金、引渡事業者契約書、事業者への引渡など廃棄を行うことにより関係する一切の資料及び圃場ごとの堆肥散布記録、堆肥散布の作業記録、機器使用記録などの堆肥散布を行ったことにより関係する一切の資料（ただし、「コシヒカリ（令和元年産）」を除く。）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農林水産総合技術センター（以下「センター」という。）が保有する以下の公文書

- (ア) 県有自動車操車届出簿
- (イ) 特殊自動車車両使用簿
- (ウ) TCM L-9 使用簿

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

「物品不用決定・処分伺」には、処分（現品交付）年月日（以下「処分日」という。）が令和3年9月30日と記載されているが、開示された県有自動車操車届出簿等での操車記録の日

付は、同年12月であり、関係のない書類が開示されていると思われる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取等によれば、概ね次のとおりである。

廃棄決定した令和元年産コシヒカリを除く原種及び原原種(水稻)(以下「原種等」という。)は、農業研究所でもみ摺りを行って玄米ともみ殻に分け、畜産研究所に移した後、玄米は堆肥の作成に、もみ殻は牛や豚などの家畜の寝床に敷く敷料として利用しており、廃棄物処理業者への引き渡しはしていない。

開示した県有自動車操車届出簿は、玄米ともみ殻を農業研究所から畜産研究所へ運搬するためのダンプトラックの使用に係るものであり、特殊自動車車両使用簿は、農業研究所でダンプトラックに玄米ともみ殻を積むためのフォークリフトの使用に係るものである。また、TCM L-9 使用簿は、畜産研究所でもみ殻を敷料として散布するためのショベルローダーの使用に係るものである。

なお、当時は「物品不用決定・処分伺」の処分日を発議年月日と同日にしていたため、処分日を令和3年9月30日と記載しているが、この点について、出納局総務会計課に確認したところ、実際に引き渡しを行った日を処分日とすべきとのことであった。現在、センターでは、実際に引き渡した日を処分日として記載している。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めている令和3年9月30日と結びつく文書の存否が争点となる。

実施機関の弁明書及び富山県農林水産部農林水産企画課及びセンターの職員からの意見聴取によれば、「物品不用決定・処分伺」の処分年月日欄に記載すべき日は、実際に引き渡しを行った日であり、令和3年9月30日の記載は誤りとのことであった。また、令和元年産コシヒカリを除く原種等は、廃棄決定後、業務の合い間にもみ摺り業務を行い、もみ摺り業務完了後、畜産研究所に運搬し、繁殖敷料等に利用しており、廃棄物処理業者へ引き渡しはしていないとのことであった。

実施機関が開示した県有自動車操車届出簿等は、いずれも廃棄決定した原種等を同年12月に運搬又は散布した際の操車記録であり、審査請求人が開示を求める本件の開示請求の対象文書であるとのことであった。

このことから、廃棄物処理業者への引き渡しに係る請求書など金銭に関わる公文書は保有していないとの説明に不合理な点は認められない。

なお、物品不用決定・処分伺の「処分(現金交付)年月日」の欄に記載すべき日付に関しては、本件処分の当否に直接関係するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではないため、言及しない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年11月7日 (第186回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・ 審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部教授	会 長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田 隆文	高岡商工会議所専務理事	